

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 36 協定届の押印省略 —

Q：先日、36 協定の労働者代表として 36 協定届に署名・捺印を求められました。様々な手続で押印が原則として不要になったはずですが、その中に 36 協定は含まれていないのでしょうか？

A：時間外労働の上限規制に伴い、2019 年 4 月（※中小企業は 2020 年 4 月）から 36 協定届の様式が新しくなり、更に 2021 年 4 月からの変更で、**押印・署名が不要（記名は必要）**となりました。ここでご注意頂きたいのは、**36 協定「届」**の押印・署名が不要になったということです。

本来、36 協定の届出の流れは、

- ①労使協定を締結し（**協定書**を作成）、
  - ②労働基準監督署に届出する（**協定届**を提出）
- というもので協定書と協定届は別のものですが、実際には多くの会社がこれら 2 つを兼ねて作成・届出しています。今回の改正は**行政手続における申請等**についてで、監督署に提出する協定「届」については署名・押印が不要となりましたが、**協定「書」を兼ねている協定届**の場合には、**従前通り署名又は記名・押印などが必要とされます。**

協定書と協定届が別になっている場合の協定書への押印・署名の省略については、通達では「協定書等の押印・署名は労使慣行や労使合意により行われるもので、**今般の見直しは労使間の手続に直接影響を及ぼすものではなく、引き続き記名押印又は署名など労使双方の合意がなされたことが明らか**となるような方法」での締結を求めています。今のところは、「押印・署名が省略された協定書」を見て、「労使双方の合意のもと適正に成立した協定」であるという印象を受けるのはなかなか難しいと思われます。



### 「被扶養者資格の再確認」の実施について

協会けんぽより、令和 3 年 10 月下旬から 11 月中旬に順次、被扶養者状況リストが事業主様へ送付されます（提出期限：令和 3 年 12 月 20 日）。

## 法改正ニュース

### — 地域別最低賃金の改定額が答申されました —

都府県名	改定前	改定後	発効日
大阪	964 円	992 円	10月1日
兵庫	900 円	928 円	10月1日
京都	909 円	937 円	10月1日
滋賀	868 円	896 円	10月1日
奈良	838 円	866 円	10月1日
和歌山	831 円	859 円	10月1日
東京	1,013 円	1,041 円	10月1日

※特定最低賃金（産業別最低賃金）は別途定めあり

### 標準報酬月額の特例改定期間が 再延長されます

**社会保険の特例改定**に関し、急減月の対象が令和 3 年 7 月まで延長されていましたが、更に**令和 3 年 12 月まで**延長されました（**手続期限は令和 4 年 2 月末日**）。

この **8 月～12 月までを急減月とした特例改定**の届出は期間中 **1 回のみ可能**ですが、**令和 3 年 7 月までを急減月として特例改定を受けた方**については今回の**届出ができます**。

また、**令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月に特例改定**を受け（令和 2 年 6 月～令和 3 年 5 月に報酬が急減）、**休業回復による随時改定がされていない方**については、**令和 3 年 8 月の報酬が令和 3 年 9 月の定時決定による標準報酬月額に比べ 2 等級以上低い場合は、令和 3 年 8 月の報酬に基づく定時決定の保険者算定**が可能になります。

※いずれも休業回復時には**随時改定**が必要です。